

教育職員免許状授与（新教育領域の追加）申請書

大阪府教育委員会 様

年 月 日

本籍地	都道府県	現住所	日中連絡がつく電話番号 ()																	
フリガナ											昭平	年	月	日生						
氏名											昭平	年	月	日生						
勤務(予定)校 予定の場合は学校名(予定)と記載			電話番号 ()																	
申込番号 (コンビニ納付の方のみ)			C																	※ホームページから登録した際に発行した C+9 桁の数字を記入ください。(メールにも記載あり)

教育職員免許状の授与(新教育領域の追加)を受けたいので、別紙関係書類を添えて申請します。申請内容は下記のとおり相違ありません。

記

免許状の種類	教諭	免許状	教諭	免許状	教諭	免許状
教科又は新教育領域						
学歴	在学期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月	学校名又は教育施設名	部科名	卒業修了中退別
		年 月 日から 年 月 日まで	年 月	高等学校		
		年 月 日から 年 月 日まで	年 月			
		年 月 日から 年 月 日まで	年 月			

現に有する教員免許状の有無 (※教員免許状を既に1枚でも取得している場合は有に○を付し以下に全て記載。) (有 ・ 無)

教員免許状等	現に有する全ての教員免許状等	授与年月日	免許状の種類	教科又は新教育領域	授与権者	免許状番号
	(例)小二種免・小一種免・小専修免を所持→3つ全て記載する。	年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				

第八号様式

宣誓書

私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号 (*裏面のとおりに)までに該当しないことを宣誓します。

年 月 日

大阪府教育委員会 様

氏名 (自署してください)

※【以下は記入しないでください。】

(新・旧)年度	授与年月日	根 拠	規 定	教 科 ・ 教 職	基 礎 資 格
	年 月 日	免許法第5条 別表第 備考 号 附則第 項 免則第 条備考 号 改正法附則第 項		教科・養護・栄養・特支 () 教職 () 教科又は教職 () 規則66条の6 ()	年 月 日
	年 月 日	免許法第5条 別表第 備考 号 附則第 項 免則第 条備考 号 改正法附則第 項		教科・養護・栄養・特支 () 教職 () 教科又は教職 () 規則66条の6 ()	
	年 月 日	免許法第5条 別表第 備考 号 附則第 項 免則第 条備考 号 改正法附則第 項		教科・養護・栄養・特支 () 教職 () 教科又は教職 () 規則66条の6 ()	
				基礎免許状等 年 月 日	

*教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号（抜粋）

- 第5条第1項第3号 禁錮以上の刑に処せられた者
- 同 第4号 第10条第1項第2号又は第3号※に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 同 第5号 第11条第1項から第3項※までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- 同 第6号 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※

- 第十条 免許状を有する者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その免許状はその効力を失う。
- 一 (略)
 - 二 公立学校の教員であつて懲戒免職の処分を受けたとき。
 - 三 公立学校の教員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十九条の二第一項各号に掲げる者に該当する者を除く。）であつて同法第二十八条第一項第一号又は第三号に該当するとして分限免職の処分を受けたとき。
- 第十一条 国立学校、公立学校（公立大学法人が設置するものに限る。次項第一号において同じ。）又は私立学校の教員が、前条第一項第二号に規定する者の場合における懲戒免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められるときは、免許管理者は、その免許状を取り上げなければならない。
- 2 免許状を有する者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、免許管理者は、その免許状を取り上げなければならない。
- 一 国立学校、公立学校又は私立学校の教員（地方公務員法第二十九条の二第一項各号に掲げる者に相当する者を含む。）であつて、前条第一項第三号に規定する者の場合における同法第二十八条第一項第一号又は第三号に掲げる分限免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められるとき。
 - 二 地方公務員法第二十九条の二第一項各号に掲げる者に該当する公立学校の教員であつて、前条第一項第三号に規定する者の場合における同法第二十八条第一項第一号又は第三号に掲げる分限免職の事由に相当する事由により免職の処分を受けたと認められるとき。
 - 3 免許状を有する者（教育職員以外の者に限る。）が、法令の規定に故意に違反し、又は教育職員たるにふさわしくない非行があつて、その情状が重いと認められるときは、免許管理者は、その免許状を取り上げることができる。

【記入例】

教育職員免許状授与（新教育領域の追加）申請書

大阪府教育委員会 様

令和〇年〇月〇日

本籍地ではありません

本籍地	大阪 都道府県	現住所	大阪府中央区〇〇				日中連絡がつく電話番号	090(〇〇〇〇)〇〇〇〇			
フリガナ	オオサカ タロウ						昭平	〇年	〇月	〇日生	
氏名	大阪 太郎										
勤務(予定)校 予定の場合は学校名(予定)と記載		大阪府立〇〇小学校(予定)				電話番号	〇〇(〇〇〇〇)〇〇〇〇				
申込番号 (コンビニ納付の方のみ)		C	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	※ホームページから登録した際に発行したC+9桁の数字を記入ください。(メールにも記載あり)

教育職員免許状の授与(新教育領域の追加)を受けたいので、別紙関係書類を添えて申請します。申請内容は下記のとおり相違ありません。

記

免許状の種類	小学校 教諭 一種 免許状	中学校 教諭 一種 免許状	特別支援学校教諭 一種 免許状		
教科又は新教育領域		英語	知的・肢体不自由・病弱		
学歴	在学期間	学校名又は教育施設名	部科名	卒業修了中退別	
	年 月 日から 年 月 日まで	年 月	大阪府立〇〇 高等学校	普通科	卒業
	年 月 日から 年 月 日まで	年 月	〇〇大学	〇〇学部〇〇学科	卒業
	年 月 日から 年 月 日まで	年 月			

現に有する教員免許状の有無 (※教員免許状を既に1枚でも取得している場合は有に○を付し以下に全て記載。) (有 ・ 無)

教員免許状等	現に有する全ての教員免許状等	授与年月日	免許状の種類	教科又は新教育領域	授与権者	免許状番号
	(例)小二種免・小一種免・小専修免を所持→3つ全て記載する。	年 月 日				
		年 月 日	失効している免許状は記入不要です			
		年 月 日				

第八号様式

宣誓書

私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号(*裏面のとおりに)までに該当しないことを宣誓します。

令和 〇年 〇月 〇日

大阪府教育委員会 様

氏名(自署してください) 大阪 太郎

※【以下は記入しないでください。】

(新・旧)	授与年月日	根拠	規定	教科・教職	基礎資格
	年 月 日	免許法第5条 別表第 備考 号 附則第 項 免則第 条備考 号 改正法附則第 項		教科・養護・栄養・特支() 教職 () 教科又は教職 () 規則66条の6()	年 月 日
	年 月 日	免許法第5条 別表第 備考 号 附則第 項 免則第 条備考 号 改正法附則第 項		教科・養護・栄養・特支() 教職 () 教科又は教職 () 規則66条の6()	
年度	年 月 日	免許法第5条 別表第 備考 号 附則第 項 免則第 条備考 号 改正法附則第 項		教科・養護・栄養・特支() 教職 () 教科又は教職 () 規則66条の6()	基礎免許状等 年 月 日

*教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号（抜粋）

- 第5条第1項第3号 禁錮以上の刑に処せられた者
- 同 第4号 第10条第1項第2号又は第3号※に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 同 第5号 第11条第1項から第3項※までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- 同 第6号 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※

- 第十条 免許状を有する者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その免許状はその効力を失う。
- 一 (略)
 - 二 公立学校の教員であつて懲戒免職の処分を受けたとき。
 - 三 公立学校の教員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十九条の二第一項各号に掲げる者に該当する者を除く。）であつて同法第二十八条第一項第一号又は第三号に該当するとして分限免職の処分を受けたとき。
- 第十一条 国立学校、公立学校（公立大学法人が設置するものに限る。次項第一号において同じ。）又は私立学校の教員が、前条第一項第二号に規定する者の場合における懲戒免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められるときは、免許管理者は、その免許状を取り上げなければならない。
- 2 免許状を有する者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、免許管理者は、その免許状を取り上げなければならない。
- 一 国立学校、公立学校又は私立学校の教員（地方公務員法第二十九条の二第一項各号に掲げる者に相当する者を含む。）であつて、前条第一項第三号に規定する者の場合における同法第二十八条第一項第一号又は第三号に掲げる分限免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められるとき。
 - 二 地方公務員法第二十九条の二第一項各号に掲げる者に該当する公立学校の教員であつて、前条第一項第三号に規定する者の場合における同法第二十八条第一項第一号又は第三号に掲げる分限免職の事由に相当する事由により免職の処分を受けたと認められるとき。
 - 3 免許状を有する者（教育職員以外の者に限る。）が、法令の規定に故意に違反し、又は教育職員たるにふさわしくない非行があつて、その情状が重いと認められるときは、免許管理者は、その免許状を取り上げることができる。